

平成28年度 事業報告

1. 調査研究事業

- (1) 「建設業と建設技術者の未来像研究会」において、建設業の現状を踏まえ、業界が抱える課題として抽出した「生産性向上への取組」「技術者・技能労働者の確保」「インフラの老朽化と対策」「災害復旧と防災に対する建設業の関わり方」といった課題について、中間とりまとめを行い、ホームページに公開しました。
- (2) 地域ごとの建設業のあり方について提言することを目的に、CIIC(一般財団法人 建設業情報管理センター)と共同で設置した「地域建設産業のあり方検討委員会」において、平成28年度は、北海道をモデル地域とし、建設業就業者数の減少、高い公共工事依存率等の地域特性を踏まえ、建設業の進むべき方向性について提言をとりまとめ、ホームページに公開しました。

2. 建設技術者等情報提供事業

- (1) 建設技術者への有益な情報の提供等を目的にしたインターネットサイト「コンコム」については、優秀な工事現場の紹介に加え、新たに技術者の技術力の向上につながる技術・工法についても独自に取材し、記事の充実を図りました。

また、サイトの利用促進を図るため、気軽に読めるエッセイ「現場監督の建設つれづれ窓」とコラム「現場の失敗と対策編集委員のひとり言」をスタートしました。併せて、近畿建設技術展へのブース出展、セミナーの開催を通じて、PR活動を積極的に実施しました。

※ 月間の平均アクセス数 : 約 6,000 人 (前年度比約 30%増)

- (2) 日頃、講習機会の少ない地方で活躍する建設技術者に知識と技術力の向上の場を提供することを目的に、山口県にて「建設技術者のための技術力向上セミナー」を開催しました。

- (3) 土木構造物の品質を左右するコンクリートの耐久性向上を図る観点から、平成 28 年度より、新たに土木学会の 350 委員会と共催で、「コンクリート構造物の品質確保講習会」を宮城県、岩手県、福島県、群馬県にて実施しました。

3. 監理技術者資格者証交付事業

(1) 監理技術者資格者証の交付に関する業務

(ア) 資格者証の交付については、新規 33,991 件、更新 82,073 件、追加 7,342 件、再交付 1,269 件、合計 124,675 件の交付を行い、平成 29 年 3 月末日現在、資格者証の保有者数は、668,773 名となりました。

なお、交付申請件数を受付方法別にみると、電子申請による本部受付件数が 46,125 件 (37.0%)、支部受付件数が 78,550 件 (63.0%) でした。

(イ) 所属建設業者名等の変更届出件数は、18,052 件でした。

(2) 監理技術者資格者証交付システムの改良と維持管理

監理技術者資格者証交付システムについて、平成 28 年 6 月施行の資格者証への講習履歴情報の記載及び「解体工事業」追加に対応するための改良を行うとともに、その維持管理を行いました。

※ 解体工事業にかかる資格者証の交付 : 7,165 件

※ 講習情報記載の資格者証の交付 : 6,797 件

(3) 本部と支部との連携確保

(ア) 法改正後（「解体工事業」の追加等）の受付事務を円滑に行うため、また、旧姓併記の資格者証の交付の運用開始に的確に対応するため、前年度に引き続き、平成 29 年 1 月に支部担当者会議を都内で開催しました。

(イ) 支部の情報セキュリティについて本部と同レベルを確保するため、受付業務の委託契約の見直しを行いました。

4. 技術者資格情報等提供事業（発注者支援事業）

- (1) 公共工事の発注者に対し、建設業者の施工体制の確認等に必要な技術者資格情報（建設業許可情報、経営事項審査情報、監理技術者資格者証情報、技術者専任性確認情報等）の提供サービスを行いました。

なお、平成28年度は、平成29・30年度定期競争参加資格審査インターネット一元受付システム参加機関に企業情報の提供を行いました。

(ア) サービスの内容

- ・企業情報直接提供サービス：発注者の情報処理システムに直接提供
- ・検索提供サービス（JCIS）：インターネットにつながるパソコンで各種情報を検索提供、JACICとの共同事業

(イ) 提供機関の状況

	28年度末	27年度末	増減
国の機関	16	16	
都道府県・政令市	58	58	
独法等	8	8	
市町村・公社等	387	382	増5
合計	469	464	増5
一元受付	35	—	

- (2) 技術者資格情報等提供システムの改良と維持管理

技術者資格情報等提供システムについて、解体工事業と法人番号の追加、セキュリティの強化及び検索・表示機能の改良等を行うとともに、その維持管理を行いました。

- (3) 技術者資格情報等提供システムの機器更新及び移設

JCIS 検索提供サービス機器についてサポート期間が終了することを踏まえて機器の更新に取り組むこととし、一般競争入札方式により契約を行いました。

また、これに併せて、災害時等におけるシステムの安定稼働を目指して、技術者資格情報等提供システム全体を横浜市内のデータセンターに移設するために必要な準備を行いました。

附 属 明 細 書

「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則」第34条第3項が規定する
附属明細書の内容とすべき「事業内容を補足する重要な事項」はありません。

[参考]

第三十四条 法第二百二十三条第二項の規定により作成すべき事業報告及びその附属明細書については、この条の定めるところによる。ただし、他の法令に別段の定めがある場合は、この限りでない。

2 事業報告は、次に掲げる事項をその内容としなければならない。

一 当該一般社団法人の状況に関する重要な事項(計算書類及びその附属明細書の内容となる事項を除く。)

二 法第七十六条第三項第三号及び第九十条第四項第五号に規定する体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

3 事業報告の附属明細書は、事業報告の内容を補足する重要な事項をその内容としなければならない。